

原子力施設等におけるトピックス
(令和3年2月8日～2月14日)

令和3年2月17日
原子力規制庁

○令和3年2月8日～2月14日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

○主要な原子力事業者(*)の原子力事業所内で令和3年2月8日～2月14日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関する事案で、事業者がプレス公表したもの

*……原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃(株)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
2月8日	関西電力株式会社	大飯発電所	大飯発電所4号機における運転上の制限の逸脱について	・LCO逸脱 8日 8:10 (保安規定第34条) ・LCO復帰 8日 22:15

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス

該当なし

<その他>

該当なし



検索ボックス

- ホーム 組織について 政策について 会議・面談等 原子力規制事務所 法令・基準 手続き・申請

緊急情報 24時間以内に緊急情報はありませぬ。 緊急時ホームページ/メール登録

情報提供 3日以内に情報提供はありませぬ。 緊急時ホームページ/メール登録

現在位置 ホーム 法令・基準 原子力施設別規制法令及び通達に係る文書 原子力発電所の規制法令及び通達に係る文書 関西電力株式会社 大飯発電所 関西電力(株)から大飯発電所4号機における運転上の制限の逸脱に係る報告を受理

関西電力（株）から大飯発電所4号機における運転上の制限の逸脱に係る報告を受理

令和3年02月08日 原子力規制委員会

原子力規制委員会は、令和3年2月8日に関西電力株式会社から、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第87条第9号の規定に基づき、大飯発電所4号機の中央制御室外原子炉停止装置に係る運転上の制限（注）の逸脱について報告を受けました。

(注) 運転上の制限

保安規定において、多重の安全機能を確保するため、予備も含めて動作可能な機器（ポンプ等）の必要台数等を定めているものです。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、速やかに修理等の措置を行うことが求められます。なお、それらの措置を講ずれば、保安規定違反に該当するものではありません。

関係資料

大飯発電所4号機の運転上の制限の逸脱について【PDF：428KB】

関係ページ

関西電力株式会社 大飯発電所 規制法令及び通達に係る文書

- 原子力発電所の規制法令及び通達に係る文書
▶ 北海道電力株式会社 泊発電所
▶ 電源開発株式会社 大間原子力発電所
▶ 東京電力ホールディングス株式会社 東通原子力発電所
▶ 東北電力株式会社 東通原子力発電所
▶ 東北電力株式会社 女川原子力発電所
▶ 東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所
▶ 東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所
▶ 東京電力ホールディングス株式会社 福島第二原子力発電所
▶ 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所
▶ 日本原子力発電株式会社 東海発電所
▶ 中部電力株式会社 浜岡原子力発電所
▶ 北陸電力株式会社 志賀原子力発電所
▶ 日本原子力発電株式会社 敦賀発電所
▶ 関西電力株式会社 美浜発電所
▶ 関西電力株式会社 大飯発電所

お問い合わせ先

原子力規制庁
原子力規制部 検査グループ
安全規制管理官（実用炉監視担当）：武山 松次
担当：実用炉監視部門 高須、小野
電話（直通）：03-5114-2262
電話（代表）：03-3581-3352

(原子力規制委員会HP掲載)

事業概要

原子力発電
エネルギー問題と原子力
原子力発電の概要
あくなき安全性の追求
美浜発電所3号機事故について
関西電力の原子力関連施設
放射線と放射能
公開情報
発電状況とモニタリング
運転上の制限に関する情報
緊急時対策支援システム (ERSS)
原子力情報センター (KNIC)
お知らせ
火力発電
再生可能エネルギー
国際事業
イノベーションの取組み
送電・配電
エネルギー
電気の安全・安定供給

原子力発電について
公開情報

2021年2月8日
関西電力株式会社

大飯発電所4号機の運転上の制限の逸脱について

大飯発電所4号機（加圧水型軽水炉 定格電気出力118万キロワット、定格熱出力342万3千キロワット）は、第17回定期検査中のところ、本日7時40分頃に中央制御室外原子炉停止装置※1の月1回の点検を行っていた運転員が、加圧器圧力が通常値より高い※2ことを確認しました。

その後、中央制御室の加圧器圧力の指示値を確認したところ、4つある加圧器圧力の指示値は全て通常値で安定しており、関連パラメータにも異常はみられませんでした。本状況より、中央制御室外原子炉停止装置の加圧器圧力の指示値が正しく表示されておらず、同日8時10分に保安規定の運転上の制限※3を満足していない状態にあると判断しました。

大飯発電所4号機の運転状況に問題はなく、本件による環境への放射能の影響はありません。
なお、原因について現在、調査を行っています。

- ※1 中央制御室が使用できなくなった場合に、原子炉停止後の状態を維持、監視する装置
- ※2 今回の指示値：16.25MPa（通常値：約15.4MPa）
- ※3 保安規定第34条において、中央制御室外原子炉停止装置の加圧器圧力は動作可能であることが求められている。

以上

事業概要

原子力発電
エネルギー問題と原子力
原子力発電の概要
あくなき安全性の追求
美浜発電所3号機事故について
関西電力の原子力関連施設
放射線と放射能
公開情報
発電状況とモニタリング
運転上の制限に関する情報
緊急時対策支援システム (ERSS)
原子力情報センター (KNIC)
お知らせ
火力発電
再生可能エネルギー
国際事業
イノベーションの取組み
送電・配電
エネルギー
電気の安全・安定供給

原子力発電について
公開情報

2021年2月9日
関西電力株式会社

大飯発電所4号機の運転上の制限の逸脱からの復帰について

大飯発電所4号機（加圧水型軽水炉 定格電気出力118万キロワット、定格熱出力342万3千キロワット）は、第17回定期検査中のところ、2月8日7時40分頃に中央制御室外原子炉停止装置※1の月1回の点検を行っていた運転員が、加圧器圧力が通常値より高い※2ことを確認しました。

その後、中央制御室の加圧器圧力の指示値を確認したところ、4つある加圧器圧力の指示値は全て通常値で安定しており、関連パラメータにも異常はみられませんでした。本状況より、中央制御室外原子炉停止装置の加圧器圧力の指示値が正しく表示されておらず、同日8時10分に保安規定の運転上の制限※3を満足していない状態にあると判断しました。

大飯発電所4号機の運転状況に問題はなく、本件による環境への放射能の影響はありません。
なお、原因について現在、調査を行っています。

- ※1 中央制御室が使用できなくなった場合に、原子炉停止後の状態を維持、監視する装置
- ※2 今回の指示値：16.25MPa（通常値：約15.4MPa）
- ※3 保安規定第34条において、中央制御室外原子炉停止装置の加圧器圧力は動作可能であることが求められている。

（2021年2月8日お知らせ済み）

その後、中央制御室外原子炉停止装置の点検を行った結果、同装置の加圧器圧力指示計の不良であることを確認しました。

このため、当該指示計を取り替え、正しい指示値を表示していることが確認できたため、同日22時15分に保安規定の運転上の制限を満足する状態に復帰しました。

以上

（関西電力株式会社HP掲載）